

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

南九州市子ども・子育て利用者支援事業運営業務委託について、公募型プロポーザル方式による手続きを開始するので公告する。

令和 7 年 7 月 1 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

1 業務概要

(1) 業務名

南九州市子ども・子育て利用者支援事業運営業務委託

(2) 業務内容

① 事業利用者の個別ニーズの把握とそれに基づいて情報の集約・提供，相談，その他事業利用者への支援等を行い，教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにする。

② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整，連携，協働の体制づくりを行うとともに，地域の子育て資源の育成，地域課題の発見・共有，地域で必要な社会資源の開発等に努める。

特に，本市知覧保健センター内にある南九州市子育て世代包括支援センターとの協力体制を構築し，事業利用者の問題解決を図る。また，穎娃地域及び川辺地域に開設されている地域子育て支援センター等との協力体制を構築するなど，市の子育て支援関連事業に積極的に参加する。

③ 本事業の実施にあたり，リーフレットその他の広告媒体を活用し，積極的な広報・啓発活動を実施し，広くサービス利用者に周知を図る。

(3) 委託期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

2 委託料

令和 8 年度委託料 7,991,000 円上限

※実施日数で上限設定しているため，実施日数の設定により委託料を

検討する。

※上記の委託料は、予算編成過程において各年度最終決定する。

3 参加資格

参加できる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 子育て支援に関する取り組みに熱意と意欲があるもので、市内で保育所（園）並びに認定こども園を運営する法人、又は市内に法人格を有する事業所等（以下「法人」という。）であること。

なお、過去に地域子育て支援拠点事業を実施した法人、現在地域子育て支援拠点事業を実施している法人及び今回別途募集している「南九州市地域子育て交流館放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業運営業務委託公募型プロポーザル」に参加している法人についても、参加可能である。

- (2) 事業の目的を理解し、本市が定める運営業務仕様書の条件等を確保することができる法人であること。
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的としていないこと。
- (4) 本市において指名停止期間中の者でないこと。ただし、参加申込書提出から契約締結までの間に本市から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民生再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 市税等に滞納がないこと。
- (8) 次のアからオまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事業所をいう。）以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体（以下「団体」という。）にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人各を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められたとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 本プロポーザルのスケジュール

項 目	日程等
公告（公募型）	令和7年7月1日（火）
参加申込書提出（公募型）	令和7年7月1日（火） ～令和7年9月1日（月）
質問受付期間	令和7年7月1日（火） ～令和7年8月8日（金）
説明会参加申込書提出期限	令和7年7月23日（水）
説明会	令和7年7月25日（金）
質問回答	令和7年8月15日（金）
参加資格審査結果通知	令和7年9月3日（水）
企画提案書提出期限	令和7年7月25日（金） ～令和7年9月8日（月）
一次審査（書類審査）	令和7年9月17日（水）
二次審査（プレゼンテーション及びヒアング）	令和7年9月25日（木）
選定結果の通知	令和7年10月中旬
契約締結	令和7年10月中旬～
新委託先よる事業開始	令和8年4月1日（水）

※ スケジュールについて、変更することがあります。変更するときは、参加事業者に事前に連絡いたします。

5 その他

詳細については、「南九州市子ども・子育て利用者支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。

6 担当部署

南九州市役所こども未来課子育て支援係

住所：鹿児島県南九州市川辺町平山 3234 番地

電話：0993-56-1111（内線 4411～4415）

FAX：0993-58-3710

電子メール：kodomo@city.minamikyushu.lg.jp